



院外処方せんの使用期間が4日間であることを 周知してほしい

(概 要)

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん—

総務省中部管区行政評価局(高野修一(たかのしゅういち)局長。以下「当局」)は、「院外処方せんの交付を受けたが、持病薬であったこと等から、当日は薬局へ行かなかった。翌日は祝日、次は土・日曜日であったため、4日間の院外処方せんの使用期間を徒過するところであった。土曜日の午前中に気付き、ことなきを得たが、院外処方せんの使用期間を高齢者にも分かるように周知してほしい。」との行政相談を受けました。

申出を受け、当局では、行政苦情処理委員会(西讓一郎(にしじょういちろう)座長)に諮り、同委員会の意見を踏まえて、平成24年7月20日、東海北陸厚生局に対して、医療機関に院外処方せんの使用期間の周知徹底について指導するようあっせんしました。

〈本件照会先〉 総務省中部管区行政評価局
首席行政相談官室 水野
電話 052(972)7416

【行政相談の要旨】

院外処方せんの交付を受けたが、持病薬であったことや急ぎの用事もあって、当日は薬局へ行かなかつた。翌日は祝日であり、次は土・日曜日であったため、4日間の院外処方せんの使用期間を徒過するところであった。幸い土曜日の午前中に気付き、ことなきを得たが、使用期間を徒過した場合、改めて院外処方せんの交付を受けるには実費が必要と聞いている。院外処方せんの使用期間を高齢者にも分かるように周知してほしい。

○制度等の概要

- 院外処方せんの使用期間及び標準規格は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号。以下「規則」という。)に詳細を定めている。
 - ① **使用期間**: 交付日を含めて4日間(日曜、祝日を含む)。ただし、長期旅行等の特殊事情がある場合は、医師の判断により4日間を超えることも短縮することも可能(規則第20条)
 - ② **標準規格**: 日本工業規格A列5番(規則第23条)
 - ③ **注意喚起**: 「特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日間以内に保険薬局に提出すること」を記載すること(規則第23条)。
- しかし、院外処方せんの標準サイズは小さいため、注記喚起の文字も小さく、これでは十分に使用期間を周知しているとは言い難いことから、平成22年3月に総務省は厚生労働省に対し、以下をあつせんした。
 - ① 院外処方せんの使用期間が4日間であること及び医師の判断によりその延長が可能であることを、待合室に掲示を行うこと等により患者への周知を図るよう医療機関に要請すること。
 - ② 院外処方せんの使用期間の記載については、患者に分かりやすくするために文字の大きさ、配置等に留意するよう医療機関に要請すること。

[当局の調査結果]

1 愛知県内における医薬分業の実施状況と院外処方せんの発行状況

- 医薬分業は、薬品の過剰投与の抑制や重複投薬の回避のため、処方(医療機関)と調剤(調剤薬局)を分業するもの
- 愛知県内における医薬分業の実施状況(平成19年度～22年度)
 - ・実施率は、47.3%～54.3%(↑7ポイント)
 - ・院外処方せん発行枚数は約2,300万枚～約3,600万枚(↑1.5倍)

2 患者の院外処方せんの使用期間の認知度。医療機関の説明状況

面接により51人から院外処方せんの使用期間の認識についてアンケートを実施 (別添資料の表1を参照)

患者のほとんどは使用期間を知らない

- 使用期間を「知らない」者 = 35人(68.6%)
- 「4日間」と正確に答えた者 = 9人(17.6%)

病院の説明も不十分

- 医療機関で使用期間の掲示をみたことがある = 1人(2%)
- 医療機関の窓口で使用期間の説明を受けたことがある = 1人(2%)

3 使用期間を徒過した場合の医療機関の対応

11医療機関から使用期間が徒過した場合の対応と、再発行の状況について事情聴取

- 改めて受診してもらい、新たな院外処方せんを発行するもの(3病院) ⇨ 患者にとっては新たな負担
- 医師の判断で再発行するもの(8病院)
 - ⇨ 「再発行の実績なし」(1病院)、「枚数は不明」(1病院)を除く6病院で、最も多いものは、平成24年3月1日から5月15日の間に100枚程度を再発行

4 調剤薬局の日曜・祝日の開設状況

調剤薬局のほとんどは日曜・祝日に休業 ⇨ 3連休などがあれば使用期間を徒過する可能性は高い。

【日曜祝日に開業する薬局数】

- 名古屋市 : 906薬局のうち91薬局(10.0%)
- 岡崎市 : 114薬局のうち5薬局(4.6%)
- 豊橋市 : 139薬局のうち10薬局(7.2%)
- 豊田市 : 121薬局のうち13薬局(10.7%)

5 医療機関における使用期間の周知状況

3と同様の11医療機関における使用期間の周知状況を現地確認（別添資料の表2を参照）

医療機関における使用期間に関する周知は不十分

【使用期間の窓口掲示】

- 会計窓口、待合室、処方せん受付窓口のいずれにも使用期間の掲示がないもの（1病院）
- 会計窓口、待合室、処方せん受付窓口のいずれか1箇所には掲示があるが、その掲示が窓口の奥で患者の目に付くようになされているとは言い難いもの（3病院）

【使用期間についての声掛けや説明】

- 患者に使用期間についての声掛けや説明を行っていないもの（5病院）
- 声掛けや説明を行っているが、初診者等に限定しているもの（3病院）

【院外処方せんに使用している文字の大きさ】

- 11病院とも使用期間の注意を喚起するには不十分な文字の大きさ

【使用期間が延長可能であることの掲示】

- 8病院で掲示なし

医療機関の中には、注意喚起を促すため創意工夫している事例もある。

- 院外処方せんの使用期間欄に「○月○日～○月○日」と、使用期間を具体的に明示している。
- A4版の左半分(A5版)を院外処方せんを、右半分に注意事項を記載し、使用期間を含む注意事項の文字を大きな文字にしている。また、院外処方せんを交付する際には、注意事項の使用期間部分をマーカーしている。
- 診療科待合室のモニターや会計窓口待合室の待ち時間モニターのテロップに使用期間を表示している。
- 院外処方せんを、薬剤師会が作成した使用期間を大きく表示した封筒に入れて交付している。

行政苦情処理 委員会の意見

医薬分業は、薬品の過剰投与の抑制、重複投与の回避等のため、一層の推進を図るべき施策と考えるが、院外処方せんの使用期間について、国民に十分に周知されているとは言えず、医療機関における周知のための措置も十分とは言いがたい。

医療機関の中には、使用期間を徒過した場合、改めて受診が必要とするものもあり、使用期間の不知は不要の医療費負担を国民に強いることにもなることから、なお一層の使用期間の周知を図るべきものとする。

周知の方策については、①患者の立場、特に使用期間を徒過する可能性が高い高齢者への配慮が必要なこと、②平成22年の総務省のあっせんを踏まえた所要の改善が十分に図られていないことに配慮することが必要と考える。

つまり、現在、医療機関においてこれら事項に配慮し、創意工夫した対応(例:患者への声掛け及び待合室や会計窓口のモニターのテロップを活用した使用期間の周知、使用期間の具体的日付の記載、処方せんと一体化した注意事項に使用期間を大きく表記等)を具体的に例示し、その普及を図ることが即効性のある対応と考える。

当局の 対応

当局では、平成24年7月20日に、東海北陸厚生局に対し、次の事項をあっせんしました。

各医療機関が創意工夫して行っている効果的な周知方法を例示(注)するなどして、医療機関に対して、高齢者にも配慮し、院外処方せんの使用期間(医師の判断によりその延長が可能であることを含む。)が患者に分かりやすく伝わるよう、周知の徹底を指導すること。

(注) 5で記載した状況・事例を参考に、現場での具体的な改善が図られるような工夫をお願いしたい。

別添資料

表1 処方せんの使用期間に関する認識度等

(単位:人)

年齢	調査数	処方箋に使用期間があることを知らない	処方箋に使用期間があることを知っている	4日間と回答した者		処方箋の使用期間の記載をみたことがある	処方箋を受け取る時に使用期間の説明があった。	受付窓口等で使用期間に係る掲示をみたことがある。
				4日間と回答した者	具体的な日数は知らないと回答した者			
20歳代	2	2	0	—	—	0	0	0
30歳代	3	2	1	1	0	0	0	0
40歳代	5	4	1	1	0	0	0	0
50歳代	4	4	0	—	—	0	0	0
60歳代	22	14	8	5	3	2	1	1
70歳代	11	6	5	1	4	4	0	0
80歳代	4	3	1	1	0	0	0	0
計 (%)	51 (100)	35 (68.6)	16 (31.4)	9 (17.6)	7 (13.7)	6 (11.8)	1 (2.0)	1 (2.0)

(注) 申出を受けた行政相談委員が、平成24年1月から5月の間に、同委員が参加した各種会議の参加者に無作為にアンケートを実施した結果

表2 調査対象医療機関における院外処方せんの使用期間の周知状況

医療機関	使用期間及び使用期間延長についての窓口での掲示			使用期間の声掛け (説明)	処方せんの印字 サイズ	ホームページ等 への掲載
	会計窓口	待合室	処方せん受付窓口			
A	◎	×	◎	×	標準	×
B	○	○	○	×	大きめ	×
C	×	×	△ (薬局の奥に掲示)	×	大きめ	×
D	○	×	○	×	大きめ	×
E	×	×	△ (薬局の奥に掲示)	×	標準	×
F	×	○	×	○	大きめ	○
G	○	◎	○	○	大きめ	○
H	○	×	×	△ (初診者にメモを交付)	大きめ	×
I	×	×	×	△ (初診者にのみ説明)	大きめ	×
J	×	○	○	○	標準	×
K	△ (注)3)	×	×	△ (初診者に医師が説明)	標準	○

- (注)1 「使用期間及び使用期間延長についての窓口での掲示」欄は、◎＝使用期間と使用期間延長の双方の掲示があるもの、○＝使用期間の掲示のみがあるもの、△は、一応の対応はあるものの、不十分とみられるもの
- 2 上記1以外の欄は、○＝実施しているもの、△＝一部実施しているもの、×＝実施していないもの
- 3 K病院の会計窓口は、使用期間及び使用期間延長についての掲示はされているものの、掲示箇所が窓口の奥で見にくいものとなっている。